

令和 7 年 2 月定例会

議 案 説 明 資 料

予算に関する説明書

(令和 7 年度当初予算等関係)

警 察 本 部

* 各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額

「前年度」の欄は今年度の当初予算額

「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

* トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和 7 年 2 月定例会議案説明資料目次

警察本部

【予算関係】 (一般会計)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 1 号	令和 7 年度鳥取県一般会計予算		
	1 当初予算説明資料	(総括表) 会 計 課	3 4～25
	2 歳入歳出事項別明細書		26～27
	3 節の明細		28
	4 継続費に関する調書		29
	5 債務負担行為に関する調書		30～32

【予算関係以外】 (議 案)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 31 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	生活安全企画課 警備第一課 捜査第二課	33～39
第 44 号	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例	交通規制課	40～41

(報 告)

報告番号	件 名	課 名 等	頁
第 1 号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和 7 年 1 月 27 日専決)	監 察 課	42
	(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和 7 年 1 月 27 日専決)	監 察 課	43

議案説明資料総括表

警察本部（単位：千円）

課 名	本年度	前年度	比 較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	そ の 他	一般財源	
警察本部 (会計課)	18,719,977	17,879,108	840,869	397,329	<160,500> 232,000	<使用料及び手数料> 597,656 <財産収入> 41,000 <諸収入> 98,353	17,353,639	
合 計	18,719,977	17,879,108	840,869	397,329	<160,500> 232,000	737,009	17,353,639	県費負担額 17,514,139

説 明

安全で安心な鳥取県をめざして、必要な取組を緊急かつ重点的に推進する。

1 総合的な犯罪抑止対策の推進

- 特殊詐欺被害水際対策のため、特殊詐欺被害防止アドバイザーを3人引き続き配置する。
- 交番機能の強化を図るため、交番相談員を32人（県下全16交番に各2人）引き続き配置する。
- 少年の非行防止・保護総合対策等のため、スクールサポーターを10人引き続き配置する。
- 特殊詐欺の巧妙化する流行の手口をタイムリーかつ広範囲に広報して被害を防止するため、チラシ、ポスター、テレビCMのほか、SNSを活用した広報活動を行う。

2 重要犯罪等の検挙と組織犯罪対策の推進

- 取調べ全過程の録音・録画制度に適切に対応するため、録音・録画装置を計画的に更新する。
- 重要犯罪、重要窃盗犯、重要知能犯等の検挙のため、客観証拠収集用の可搬型捜査支援カメラシステムの整備、現在多くの種類を有する防犯カメラ等に対応した閲覧ソフトウェアの整備等を行い、警察活動の強化を図る。

3 交通死亡事故抑止に資する総合対策の推進

- 高齢者等に重点を置いた交通事故防止対策のため、安全運転相談員（看護師等）を5人及びシルバー・セイフティ・インストラクターを3人引き続き配置する。
- 道路上の危険を排除するため、違法駐車対策として、違法駐車確認標章の取り付けを継続して民間委託し、交通渋滞の解消や歩行者・車両の安全な通行の確保、緊急自動車の円滑な活動を図る。
- 安全で快適な交通環境の整備のため、交通信号機の新設（4基）、信号制御機の更新（75基）、災害等の無停電対策として信号電源付加装置等を設置するほか、信号機の白熱電球が製造終了予定のため、車両用灯器等のLED化を促進する。

4 テロの未然防止と緊急事態対策の推進

- 大規模警備等に備えた警備諸対策を推進するため、専門知識を有する部外講師等を招致し研修指導を受けるほか、災害警備活動の迅速な立ち上げのための警察職員の速やかな安否確認と非常招集を行うシステムの継続運用を行う。

5 警察活動基盤の充実強化

- 地域の安全センターとしての機能強化と勤務・居住環境等を改善するため、交番・駐在所の計画的な建替え及び改修を図る。
- 道路交通法施行規則の改正に伴い必要となる試験用車両の購入を行うなど、変化する社会情勢に柔軟に対応し警察活動の充実を図る。
- 安全な航空機の運航を継続するため、新たな操縦士1人の養成を行う。

（注） 起債欄の＜ ＞書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の＜ ＞書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和 7 年度一般会計当初予算説明資料

9 款 警察費

1 項 警察管理費

1 目 公安委員会費

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公安委員会 運営費	11,407	11,837	△430			〈手数料〉 4,315	7,092	
トータルコスト	153,891 千円（前年度 146,844 千円）【正職員：17.2 人、会計年度任用職員：2 人】							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

公安委員会の運営、公安委員会の行う行政処分及び許認可の取扱いに要する経費

※ 各種法令に基づく主な所掌事務

- ・ 犯罪被害者等給付金支給法に基づく犯罪被害者等給付金の支給裁定
- ・ 古物営業法及び質屋営業法に基づく古物営業・質屋営業の許可とそれに対する取消処分
- ・ 警備業法に基づく警備業を営もうとする者の認定とそれに対する取消処分
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業の許可とそれに対する取消処分等、店舗型性風俗特殊営業を営む者等に対する営業停止の命令
- ・ 銃砲刀剣類所持法に基づく指定暴力団の指定、暴力的要求行為等に対する措置命令
- ・ 道路交通法に基づく道路における規制、運転免許に関わる取消等処分

2 主な事業内容

- (1) 公安委員会の運営に要する経費 7,092 千円
 - 警察法第 38 条により設置する公安委員（3 人）に係る報酬等
- (2) 各種営業許可、銃砲刀剣類所持許可、火薬類の譲渡等許可事務に要する経費 3,899 千円
 - 警備員指導教育責任者講習委託料等
 - 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習委託料等

3 その他（改善点等）

- (1) 公安委員会関係

毎月 4 回定例会議を開催し、公安委員会の意見を警察運営に反映させると共に、開催状況等をホームページで公開している。
- (2) 許認可関係

風俗営業管理者に対して遵守事項や禁止行為の周知や、警備員指導教育責任者の資質向上を確保するために講習を開催すること、猟銃に関する関係法令や取扱の周知等を実施している。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

9 款 警察費

1 項 警察管理費

1 目 公安委員会費

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
安全運転講習費	債務負担行為 726 117,588	債務負担行為 726 114,500	3,088			債務負担行為 726 <手数料> 117,588		
トータルコスト	194,881 千円（前年度 189,620 千円）【正職員：9.8 人】							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

運転免許証の更新、停止、処分等に係る講習や安全運転管理者等の各種講習に要する経費

2 主な事業内容

(1) 運転免許証の更新、停止、処分等に係る講習に要する経費 108,318 千円

- 行政処分者講習委託料、講習用機器リース料
- 更新時講習委託料
- 取消処分者講習通知経費
- 取得時講習委託料
- 高齢者講習等通知業務委託料
- タブレット式認知機能検査システム賃借料 等

(2) 安全運転管理者等の講習に要する経費 9,270 千円

- 安全運転管理者講習委託料
- 指導員検定員等講習委託料

(3) 債務負担行為の設定

業務名：運転適性検査器の賃貸借及び保守業務

期 間：令和8年度（契約期間：令和7年10月から令和8年9月までの間）

限度額：726千円

令和 7 年度一般会計当初予算説明資料

9 款 警察費

1 項 警察管理費

2 目 警察本部費

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
警察職員費	518,299	501,165	17,134			〈手数料〉 24,441 〈雑入〉 25,031	468,827	
トータルコスト	1,135,089 千円（前年度 1,071,633 千円）【正職員：50.5 人、会計年度任用職員：64 人】							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 警察職員配置などに伴い要する経費								
2 主な事業内容								
(1) 警察職員の配置に伴う経費 297,232 千円 ○ 駐在所報償費、警察学校等給食業務委託料等 ○ 手数料収納事務委託料、POS レジ徴収金収納用振込書作成委託料等 ○ 警察施設における機械警備、自動音声応答装置の導入に係る経費等								
(2) 警察職員の被服調整に要する経費 46,701 千円 ○ 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例に基づいて支給する被服の購入費等								
(3) 警察が主体となった戦略的広報を行うための経費 13,280 千円 ○ 放送料、印刷費及び県民応接業務に係る労働者派遣業務委託等								
(4) 警察音楽隊の運営に要する経費 3,205 千円 ○ ふれあいコンサート開催経費、演奏用楽器購入費等								
(5) 警察航空隊の管理運営に要する経費 32,212 千円 ○ 警察航空隊舎の光熱水費、操縦士・整備士の研修・訓練経費等 ○ 航空隊操縦士の新規養成委託費用								
(6) 自動車整備工場に要する経費 14,984 千円 ○ 警察車両の重量税、自動車損害賠償責任保険料及び整備用工具の購入費等								
(7) 警察本部庁舎維持管理に要する経費 83,579 千円 ○ 警察本部庁舎等の光熱水費								
(8) 警察職員の健康管理に要する経費 26,695 千円 ○ 産業医（6 人）、健康管理医（3 人）及びメンタルヘルス相談員（3 人）に係る報酬及び委託 ○ 警察職員の健康診断料、ピアサポーター研修会部外講師謝金等								
3 その他（改善点等）								
(1) テレビ・ラジオ等の広報媒体を活用し、犯罪被害の未然防止や交通事故防止の注意喚起を行うとともに、社会的反響の大きい事件等について積極的な広報を行っている。								
(2) 交通安全運動等の広報啓発行事、小学校や地域のイベントにおける警察音楽隊における演奏のほか、主催者側の要請に基づいて公益性を判断の上、各種行事に参加している。								

令和 7 年度一般会計当初予算説明資料

9 款 警察費

1 項 警察管理費

2 目 警察本部費

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
警察証明事務取扱費	28,693	43,511	△14,818			〈手数料〉 28,693		
トータルコスト	147,787 千円（前年度 162,451 千円）【正職員：15.1 人】							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に基づいて行う自動車保管場所証明、遺失届出済証明等、各種警察証明事務に要する経費 2 主な事業内容 自動車保管場所証明等警察証明事務に要する経費 ○ 自動車保管場所証明事務委託料（現地調査事務委託、データ入力事務委託） ○ 証明事務用消耗品等 3 その他（改善点等） 「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に基づいて行う自動車保管場所事務の一部（現地調査、データ入力）を外部委託により行っている。								
警察署協議会運営費	3,427	3,300	127				3,427	
トータルコスト	47,594 千円（前年度 47,903 千円）【正職員：5.6 人】							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 警察法第53条の2の規定に基づき警察署に置くこととされている警察署協議会（※）の運営に要する経費 ※ 警察署協議会…警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応じるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関 2 主な事業内容 警察署協議会の委員（74人）に係る報酬等 3 その他（改善点等） 鳥取県警察署協議会条例に基づき運用しており、警察署協議会を通して住民の意見・要望を警察署の業務運営に反映させている。								
災害給付実施費	9,491	11,116	△1,625				9,491	
トータルコスト	11,857 千円（前年度 12,681 千円）【正職員：0.3 人】							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に要する経費 2 主な事業内容 「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」に基づく給付（4件） 3 その他（改善点等） 現在、鳥取県では、法に基づき、過去に鳥取県内の海水浴場等で水難救助の際に災害を受けた者（4人）の遺族へ年金を給付している。								

令和7年度一般会計当初予算説明資料

9 款 警察費

1 項 警察管理費

2 目 警察本部費

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
警 察 情 報 シ ス テ ム 運 営 費	〔債務負担行為〕 985 311,419	〔債務負担行為〕 133,716 299,854	〔債務負担行為〕 △132,731 11,565				〔債務負担行為〕 985 311,419	
トータルコスト	469,948 千円（前年度 478,264 千円）【正職員：20.1 人】							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

業務の効率化及び情報セキュリティの強化を実現し、鳥取県警察情報システムの総合的な整備・充実を図る。

2 主な事業内容

- (1) 電子計算組織の運営に要する経費 61,663 千円
 - 鳥取県OSSシステム回線料、庁内LAN端末リース料等
 - 人事管理システム保守委託料
- (2) 鳥取県警察WANシステムの運営に要する経費 220,801 千円
 - トリピーネットパソコン及び管理用サーバ等リース料及び回線料等
 - 警察本部の出先機関庁舎、交番・駐在所等通信回線料等
 - 警察安全相談システム及び訓令例規通達検索システム保守委託料
 - 警察安全相談システムの共通基盤移行経費
- (3) 警察情報システム高度化事業に要する経費 28,955 千円
 - 統合照会システムリース料
 - 地図情報を活用したシステム
交通総合管理システム、交通規制管理システムリース料
交通総合管理システム改修
- (4) 債務負担行為の設定
 - 業務名：情報管理職員育成委託
期 間：令和8年度
（契約期間：令和8年4月から令和9年3月までの間）
限度額：435 千円
 - 業務名：VMWareソフトウェア保守ライセンス更新業務
期 間：令和8年度から令和9年度
（契約期間：令和7年12月から令和10年11月までの間）
限度額：550 千円

3 その他（改善点等）

システム機器のセキュリティ強化とウィルスチェック端末を整備するなどし、堅牢なシステムの構築維持を図っており、今後も多様化する情報セキュリティ対策に的確に対応する必要がある。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費
1項 警察管理費
2目 警察本部費

会計課（内線：8502）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	13,715,339	13,192,561	522,778	8,622		<手数料> 175,470 <財産収入> 1,000 <受託料収入> 399 <雑入> 11,661	13,518,187	

説 明

1 警察職員に係る人件費 13,381,195 千円

- 警察官 1,247 人、一般職員 221 人
（うち定数外 警察官 16 人、一般職員 1 人）

2 会計年度任用職員（91 人）設置に係る経費 334,144 千円

- 技術員 2 人
- 教育主事 1 人
- 支援員 21 人
- 事務員（一般事務） 3 人
- 事務員（鑑識指紋データ入力） 1 人
- 事務員（事務補助） 15 人
- 嘱託聴聞官 1 人
- 相談員 5 人
- 相談員（警察安全相談員） 9 人
- 相談員（交番相談員） 32 人
- 保健師（健康管理指導支援員） 1 人

令和7年度一般会計当初予算説明資料

9 款 警察費
1 項 警察管理費
3 目 警察施設費

会計課（内線：8502）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
警察財産管理費	（債務負担行為） 158 743,522	598,182	（債務負担行為） 158 145,340		<17,000> 34,000	<使用料> 15,300 <財産収入> 40,000 <雑入> 10,080	（債務負担行為） 158 644,142	県費負担 661,142
トータルコスト	797,154 千円（前年度 656,870 千円）【正職員：6.8 人】							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

- 「鳥取県警察本部施設中長期保全計画」に基づき警察本部庁舎、警察本部出先機関庁舎、警察署庁舎を計画的かつ適切に維持管理し、今後の改修等の経費を削減する。
- その他警察施設の維持補修及び維持管理に要する経費

2 主な事業内容

区 分	内 容	金 額
修繕料	庁舎、職員宿舍等修繕	29,151
保守委託	庁舎清掃、消防用設備保守、自家用電気工作物保守、冷暖房設備保守、昇降機設備保守、産業廃棄物処理、自家用発動発電機保守、建築物定期点検委託に要する経費 等	238,312
工事	鳥取警察署・運転免許試験場パッケージエアコン改修工事（令和6年度に継続費設定済）、警察本部庁舎空調設備改修工事、智頭警察署・警察学校体育館照明器具LED化工事 等	453,777
その他	施設下水道受益者負担金等 警察施設借上料、施設維持管理費 等	22,282
債務負担行為	鳥取警察署の空調改修及び倉吉・米子警察署に太陽光発電設備を設置することに伴い、既に複数年契約している自家用電気工作物保安管理委託業務を変更する。 期間：令和8年度 限度額：158 千円	

【継続費】

工事名	令和6年度		令和7年度		令和8年度		合計		
	工事費	委託費	工事費	委託費	工事費	委託費	工事費	委託費	計
運転免許試験場パッケージエアコン改修工事	46,634	1,948	69,949	2,922			116,583	4,870	121,453
鳥取警察署パッケージ空調改修工事	129,447	3,984	194,171	3,984			323,618	7,968	331,586
警察本部庁舎空調設備改修工事			136,511	4,411	58,505	1,891	195,016	6,302	201,318
合計	182,013		411,948		60,396				

※ 太線枠内が今回新たに設定するもの

3 その他（改善点等）

令和6年度は鳥取警察署、運転免許試験場の部分的なエアコン改修、境港警察署の照明改修、黒坂警察署のトイレ改修を実施した。引き続き老朽化した施設の計画的な更新を実施する。

（注） 起債欄の＜ ＞書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の＜ ＞書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

9 款 警察費

1 項 警察管理費

3 目 警察施設費

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交番・駐在所 建設事業	237,200	188,503	48,697			5,693	231,507	
トータルコスト	248,242 千円（前年度 201,023 千円）【正職員：1.4 人】							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

交番・駐在所（県下16交番、86駐在所）について、施設の長寿命化、経費の縮減及び予算の平準化を目的とした「鳥取県警察本部交番・駐在所中長期整備計画」（平成29年11月策定）に基づき、交番・駐在所施設の長寿命化、経費の縮減と平準化を図るとともに、交番、駐在所勤務員の勤務環境・居住環境の改善を図る。

2 主な事業内容

交番2か所、駐在所4か所の工事等

区分	施設名	所在地	構造・規模	敷地面積	金額	備考
建替	米子警察署 旗ヶ崎交番 建築年月日 S56.2.26	旧：米子市旗ヶ 崎5丁目地内	旧：S-2 65㎡	旧：借地 118㎡	144,477	R4 用地選定 R5 用地取得・測量 R6 新築・解体設計委託 R7 新築工事 R8 解体工事
		新：〃	新：RC-2 151㎡	新：県有地 400㎡		
改修	鳥取警察署 立川交番 建築年月日 H9.3.22	旧：鳥取市立川 町4丁目地内	旧：RC-2 149㎡	旧：県有地 324㎡	3,413	R7 改修設計委託 R8 改修工事
		新：〃	新：〃	新：〃		
建替	黒坂警察署 多里駐在所 建築年月日 S62.12.20	旧：日野郡日南 町多里地内	旧：W-1 75㎡	旧：借地 248㎡	7,805	R4 用地取得・測量 R5 新築・解体設計委託 R6 新築工事 R7 解体工事
		新：日野郡日南 町湯河地内	新：W-1 114㎡	新：県有地 380㎡		
〃	黒坂警察署 江尾駐在所 建築年月日 S62.3.23	旧：日野郡江府 町江尾地内	旧：W-1 71㎡	旧：借地 264㎡	73,385	R5 用地選定（町有地借用） R6 新築・解体設計委託 R7 新築工事 R8 解体工事
		新：〃	新：W-2 114㎡	新：借地 400㎡		
改修	智頭警察署 佐治駐在所 建築年月日 H14.12.25	旧：鳥取市佐治 町福園地内	旧：W-1 88㎡	旧：借地 297㎡	3,812	R7 改修設計委託 R8 改修工事
		新：〃	新：〃	新：〃		
〃	浜村警察署 鹿野駐在所 建築年月日 H4.3.31	旧：鳥取市鹿野 町鹿野地内	旧：W-1 88㎡	旧：借地 302㎡	3,812	R7 改修設計委託 R8 改修工事
		新：〃	新：〃	新：〃		

3 その他（改善点等）

整備に当たっては、県産材の使用や左官技術を取り入れるほか、来訪者用のトイレ・駐車場を整備する等県民が利用しやすい施設としている。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

9 款 警察費

1 項 警察管理費

3 目 警察施設費

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅対策費	51,300	51,300	0			〈雑入〉 17,622	33,678	
トータルコスト	54,455 千円（前年度 55,995 千円）【正職員：0.4 人】							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

公的資金による建設に替え、民間からの公募により宿舍賃貸人を募集し、長期間（20年間）の賃借により待機宿舍を整備する。

2 主な事業内容

民間公募により整備した待機宿舍の賃借料

整備年度	管轄署	整備戸数
平成19年度	米子警察署	単身用36戸
平成20年度	鳥取警察署	単身用18戸
平成21年度	倉吉警察署	単身用18戸
平成22年度	境港警察署	単身用9戸、世帯用3戸
平成28年度	琴浦大山警察署	単身用6戸、世帯用3戸

3 その他（改善点等）

県下の職員宿舍の約半分が築後30年以上経過し、その多くが老朽化に加え狭隘であることから、計画的な職員宿舍の整備を進めている。平成19年度から、県による職員宿舍の建設を原則行わず、公募提案型の賃貸方式により職員宿舍の整備を行っている。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

9 款 警察費

1 項 警察管理費

4 目 運転免許費

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
運転免許・認知症等運転者対策費	（債務負担行為） 17,605	（債務負担行為） 200	（債務負担行為） 17,405			（債務負担行為） 〈手数料〉 17,605		
	228,132	278,790	△50,658			〈手数料〉 223,732	4,400	
トータルコスト	485,463 千円（前年度 557,329 千円）【正職員：27 人、会計年度任用職員：13 人】							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

(1) 運転免許関係

自動車運転免許試験、仮免許試験、一般試験者の路上試験、自動車運転免許試験場運営等に要する経費並びに自動車運転免許証の交付に要する経費、I C カード運転免許証の作成及び運転者管理システムに要する経費

(2) 認知症等運転者対策

看護師など医療関係者としての専門知識を有する安全運転相談員が、運転免許センターにおいて、認知機能の低下が疑われる運転免許更新者等から相談を受理するとともに、認知症スクリーニング機器による簡易検査等を行い、症状に対応できる医療機関への受診勧奨等を実施することにより、認知症等の早期発見・対策を促進するとともに、高齢者の交通事故防止を推進する経費

2 主な事業内容

自動車運転免許試験、免許証の交付、認知症等運転者対策に要する経費

○ 運転免許試験に係る委託

更新通知業務委託、仮免許業務委託、免許センター除雪委託

○ 免許証の作成に係る消耗品の購入・保守委託等

I C カード等消耗品の購入、I C カード運転免許証用追記装置リース料、I C カード運転免許証発行に必要な機器リース料及び保守委託料

○ 共通基盤システムにおける運転者管理システム利用料負担金

○ 道路交通法施行規則の一部改正に伴う新規試験車両の整備

（A T の中型バス、（準）中型貨物）

○ 債務負担行為の設定

業務名	期間	限度額
運転免許証作成装置（6 次）保守業務委託	令和 8 年度	624
運転免許証作成装置（7 次）保守業務委託	令和 8 年度から 令和12年度まで	3,031
運転免許両面コピーシステム賃貸借及び保守	令和 8 年度から 令和12年度まで	6,192
マイナンバー一体化対応機器（専用端末）賃貸借及び保守	令和 8 年度から 令和12年度まで	7,758
合計		17,605

3 その他（改善点等）

道路交通法施行規則の一部改正に伴い、令和7年度から新規にA T 免許制度に導入することとなる試験用車両を整備する。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

9 款 警察費

1 項 警察管理費

5 目 恩給及び退職年金費

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
恩給及び退職年金費（警察）	6,032	9,097	△3,065				6,032	
トータルコスト	20,229 千円（前年度 9,880 千円）【正職員：1.8 人】							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 恩給とは官吏を対象とした年金制度であり、昭和37年12月の共済組合制度発足以降の在職者には適用されない。 今日の恩給制度は、各共済制度に移行する（昭和37年11月30日）以前に退職した者や死亡した者の遺族に対する恩給及び退職年金の給付を目的としている。 2 主な事業内容 昭和37年11月以前に警察を退職した者に対する普通恩給・扶助料 3 その他（改善点等） 「恩給法」及び「鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例」に基づく適正な裁定及び支給を行っている。								

令和7年度一般会計当初予算説明資料

9 款 警察費

2 項 警察活動費

1 目 一般警察活動費

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
一般警察活動 ・人材育成費	118,867	124,812	△5,945	39,079		＜雑入＞ 23,000	56,788	
トータルコスト	2,455,256 千円（前年度 2,433,004 千円）【正職員：295.8 人、会計年度任用職員：1 人】							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 警察用電話回線専用料等の通信経費、警察署留置施設の管理・運営、警察職員の募集及び採用業務、議会出席・監査・採用試験・事務連絡等の出張に必要な旅費・航空賃、公用車の有料道路通行料、職員の指導・訓練に要する経費								
2 主な事業内容								
(1) 総務課、広報県民課、会計課の職員旅費等運営に要する経費及び警察用電話回線専用料、事務連絡用携帯電話使用料等基本経費 49,808 千円								
(2) 留置施設の管理運営に要する経費 28,547 千円 ○ 被留置者食糧費、医療費及び警察嘱託医謝金等 ○ 留置施設視察委員（4 人）に係る報酬等								
(3) 警察職員の募集及び採用に要する経費並びに警務課、厚生課、監察課の職員旅費等運営に要する経費 8,933 千円 ○ 適性・身体検査料、SPI3 委託料、試験会場借上料、新聞広告料等								
(4) 警察職員の研修、各種研修、術科訓練、術科大会、各種学校入校旅費及び捜査員等養成に要する経費 31,579 千円 ○ 部内通訳人養成（語学研修） ○ 大型免許取得等								
3 その他（改善点等） 警察官採用試験において、多様な人材を獲得する目的として、令和元年度からいわゆる公務員試験対策を不要とした教養試験（SPI3）を導入、令和2年度には同試験による「氷河期世代チャレンジ枠」（警察行政職員）の新設、令和3年度には同試験を活用した「チャレンジコース」（警察官）を増設し、その活用を推進している。 各種研修や派遣、警察活動に必要な資機材を操作するための資格取得委託等を行うことにより、人的基盤の強化を図っている。								

令和7年度一般会計当初予算説明資料

9 款 警察費

2 項 警察活動費

2 目 刑事警察費

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
捜査活動運営費	（債務負担行為） 622,349		（債務負担行為） 622,349				（債務負担行為） 622,349	
	197,721	185,519	12,202	35,276			162,445	
トータルコスト	2,949,225 千円（前年度 2,891,821 千円）【正職員：348 人、会計年度任用職員：2 人】							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

刑法犯等の事件捜査及び暴力団対策法に基づく事件捜査、暴力団への行政上の措置、暴力団追放事業を行うために必要な諸経費

2 主な事業内容

- (1) 犯罪捜査活動に要する経費 96,828 千円

- 捜査報償費、外国語通訳謝金、外国語通訳協力謝金及び招請旅費等
- 高圧空気容器更新、録音・録画装置の計画的更新、遺体保冷庫の増設等
- 死亡時画像検査料、調査解剖委託料等
- 部内職員のスキルアップ等に係る諸経費

- (2) 初動捜査支援システムの整備に要する経費 94,113 千円

- 初動捜査支援システムのリース料・回線料等
- 可搬型捜査支援カメラシステム賃借料及び保守業務

- (3) 暴力団対策法施行に要する経費 6,780 千円

- 事業所選任責任者講習委託料
- 暴力団追放県民大会部外講師等謝金・招請旅費

- (4) 債務負担行為の設定

業務名	期間	限度額
初動捜査支援システムのリース	令和8年度から令和14年度まで	559,762
組織犯罪情報管理システムのリース	令和8年度から令和14年度まで	62,587
合計		622,349

3 その他（改善点等）

- (1) 犯罪発生時には組織の総合力を発揮し、初動捜査を最大限の体制・スピードをもって遂行するとともに、防犯カメラ映像など客観的証拠資料の収集等により事件の早期解決に努めている。
- (2) 捜査活動に使用しているシステムを引き続き整備し、警察活動、捜査活動の基盤整備に努めている。
- (3) 匿名・流動型犯罪グループの対策として、部門間・関係機関との連携強化や関係法令の積極的な適用による犯罪収益の剥奪等取締りの強化に努めている。
- (4) SNS型投資・ロマンス詐欺対策として、金融機関や関係団体等とより連携し、被疑者の早期手配や検挙、被害拡大防止に努めている。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

9 款 警察費

2 項 警察活動費

2 目 刑事警察費

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活安全活動 運営費	19,250	15,994	3,256	4,422			14,828	
トータルコスト	395,449 千円（前年度 598,408 千円）【正職員：46.4 人、会計年度任用職員：3 人】							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
(1) 犯罪予防及び犯罪捜査活動に要する経費								
(2) 少年非行防止・犯罪被害防止のための情報発信及び各種イベントを開催するなど、地域警察活動の推進に寄与している「鳥取県防犯連合会」の活動に対する補助								
(3) 特殊詐欺被害防止に関する専門的知識を有する警察官OBを会計年度任用職員として雇用し特殊詐欺被害防止のための諸活動を実施する経費								
2 主な事業内容								
(1) 犯罪予防、特別法犯の捜査取締活動に要する経費並びに少年非行防止、補導活動に要する経費 12,427 千円								
○ 捜査報償費、捜査資機材購入費								
○ 少年健全育成指導員等謝金及び研修会等出席旅費								
○ 大学生サポーター研修会等								
○ 鳥取県防犯連合会補助金								
【補助金の概要】								
補助金名		補助対象事業・補助対象経費		実施主体			金額	
鳥 取 県 防 犯 連 合 会 補 助 金		青少年の健全育成と防犯活動を 推進する事業		(公社)鳥取県防犯連合会			829	
(2) 特殊詐欺被害防止対策に要する経費 6,823 千円								
○ テレビCM、SNS等を活用した特殊詐欺被害防止広報経費								
○ 各種犯罪被害防止広報啓発関連経費								
3 その他（改善点等）								
(1) 少年警察補導員やスクールサポーターによる非行防止・犯罪被害防止教室等出前型講習会の開催、警察官OBの特殊詐欺被害防止アドバイザーによる金融機関やコンビニ等の従業員に対する防犯指導や声掛け訓練等、積極的な広報活動を実施し、各種事犯における被害防止に努めた。								
(2) 特殊詐欺等の被害防止のため、幅広い世代にいち早く最新の手口を周知できるようテレビやYouTube、SNS等あらゆる媒体を活用した注意喚起を実施している。令和7年度はテレビCMの放送回数を増やす等、発信を強化することでより視覚的に訴える広報を実施する。								
(3) 県民が犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」）に手を出さない・巻き込まれないよう、非行防止教室等による教育現場での啓発活動や、駅や商業施設、金融機関等での広報活動を実施するなど、犯罪抑止に向けた働きかけの強化に取り組んでいく。								

令和7年度一般会計当初予算説明資料

9 款 警察費
2 項 警察活動費
2 目 刑事警察費

会計課（内線：8502）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
サイバー犯罪対策費	10,304	13,542	△3,238	1,228			9,076	
トータルコスト	272,152 千円（前年度 140,307 千円）【正職員：33.2 人】							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 サイバー犯罪等の捜査活動、産学官の連携等によるサイバーセキュリティ対策、サイバー犯罪の取締り及びサイバー攻撃対策の推進を行う。 2 主な事業内容 サイバー犯罪等の捜査活動に要する経費 ○ サイバー犯罪捜査に係る捜査費 ○ 捜査用情報収集システムリース料 ○ 解析用機器及び解析用ソフトウェアの保守委託料 ○ 捜査員教養のための部外講師招へい経費 3 その他（改善点等） (1) 民間研修の受講やサイバーセキュリティ対策アドバイザー等による教養の開催等を行い、警察の対処能力の強化を推進している。 (2) 産学官が連携した「鳥取県サイバーセキュリティ対策ネットワーク」を構築し、意見交換、講演会、情報発信等を実施するなど、サイバー犯罪対策を推進している。 (3) 令和5年度に上位の解析用機器、端末の導入を実施し、令和6年度中に、通信機器等のより高度な解析を行うために、解析室の環境整備を行った。今後は、情報通信技術の更なる進展や解析対象物品の高度化に対応すべく、捜査員の技術・能力向上のための教養や捜査活動に必要な資機材の整備等を行っていく。								

令和7年度一般会計当初予算説明資料

9 款 警察費

2 項 警察活動費

2 目 刑事警察費

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鑑識活動運営費	162,466	119,298	43,168	19,783			142,683	
トータルコスト	587,305 千円（前年度 465,580 千円）【正職員：53 人、会計年度任用職員：2 人】							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

犯罪鑑識捜査、警察署以下の鑑識用消耗品、警察犬の運用等、鑑識捜査運営に要する経費及び鳥取県指紋情報管理システムの運用経費

2 主な事業内容

- (1) 犯罪鑑識活動及び科学捜査資機材の整備に要する経費 91,439 千円
 - 嘱託警察犬出動・借上謝金
 - 鑑定機器リース料及び保守委託料
 - 鑑識活動や科学捜査研究所における鑑定等に必要な消耗品等
 - 犯罪データ撮影記録媒体の購入経費
- (2) 鳥取県指紋情報管理システムの運用等に要する経費 71,027 千円
 - システムリース料

3 その他（改善点等）

- (1) 公判を見据えた綿密な鑑識活動による客観的証拠の収集と確実な立証措置を推進すると共に、中立かつ適正な鑑定を実施した。
- (2) 各種学会への参加により、新たな鑑定方法を取得し、鑑定技術の向上に役立てている。
- (3) 他県で証拠写真データの改ざん疑惑が発生した。証拠写真データは公判で有罪・無罪を決める重要な証拠になり得る。同様の案件が当県で発生しないようにするため、令和7年度からは犯罪データを記録するための撮影記録媒体購入経費を増やすなどし、これまで以上に写真データの厳格な管理を実施する。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

9 款 警察費

2 項 警察活動費

3 目 交通指導取締費

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通指導取締費	54,387	58,932	△4,545	12,361		〈手数料〉 50 〈過料等〉 4,000 〈雑入〉 867	37,109	
トータルコスト	930,103 千円（前年度 929,672 千円）【正職員：110.6 人、会計年度任用職員：1 人】							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

「第11次鳥取県交通安全計画」（令和3年度～令和7年度）において設定された、年間の交通事故死者数16人以下、交通事故重傷者数85人以下とする目標を達成するため、各種事故防止対策を推進する。

交通事故捜査、交通指導取締り、交通反則金の事務処理等に要する経費及び放置車両確認標章取付けの民間委託等に係る経費である。

2 主な事業内容

(1) 交通犯罪、交通違反の捜査・取締り並びに交通事故処理等に要する経費 30,157 千円

- 捜査報償費、地域交通安全活動推進委員謝金等
- 3Dレーザースキャナー及び図化システムリース料

(2) 違法駐車対策に要する経費 22,103 千円

- 放置駐車違反管理システムのリース料
- 放置車両確認事務の外部委託

3 その他（改善点等）

- (1) 平成18年6月から違法駐車確認標章の取り付けを民間委託し、違法駐車対策を行っており、現在では違法駐車車両の台数が減少している。
- (2) 交通事故件数等を減少させるため、引き続き交通事故の発生状況を多角的に分析し、交通事故発生状況の情報提供を行っていく。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

9 款 警察費

2 項 警察活動費

3 目 交通指導取締費

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通安全対策費	27,070	23,394	3,676			〈手数料〉 8,067	19,003	
トータルコスト	146,153 千円（前年度 126,918 千円）【正職員：13.8 人、会計年度任用職員：3 人】							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

- (1) 交通事故分析、交通安全広報及び交通安全対策、道路使用許可条件の履行状況及び原状回復の確認調査に要する経費並びに交通安全活動を行う団体への補助金に係る経費
- (2) 地域に密着した出前型講習及び高齢者宅訪問講習等の交通安全教育を実施するため、鳥取、倉吉、米子警察署にシルバー・セイフティ・インストラクター（警察官OBの会計年度任用職員）を各1人配置（3人継続）する。

2 主な事業内容

交通事故防止、交通安全思想の普及活動等に要する経費

- 鳥取県交通安全協会補助金、自動車安全運転センター補助金
- 道路情報提供業務委託料
- 交通安全活動推進センター業務委託料（道路使用許可に関する調査）

【補助金の概要】

補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	金額
鳥取県交通安全協会補助金	交通安全に関する広報啓発、運転者に対する安全運転講習及び交通弱者向けの交通安全教育	（一財）鳥取県交通安全協会	2,100
自動車安全運転センター補助金	交通違反累積点数が免許の効力の停止処分を受ける直前の点数に達した運転免許所持者にその旨を通知する事業	自動車安全運転センター	360

3 その他（改善点等）

- (1) 関係機関・団体等と連携し、県民に対する交通安全思想の普及・浸透等に努めている。
- (2) 交通管制システム等により収集・分析したデータを交通情報として広く提供し、交通渋滞や交通公害の緩和を推進している。
- (3) 県下3警察署にシルバー・セイフティ・インストラクターを各1人配置し、参加体験実践型の高齢者講習や高齢者宅訪問活動を実施して、交通安全の啓発や反射材用品の積極的活用の広報等を行っている。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

9 款 警察費

2 項 警察活動費

3 目 交通指導取締費

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域警察運営費	16,731	16,948	△217	1,335			15,396	
トータルコスト	2,689,635 千円（前年度 2,773,696 千円）【正職員：338.9 人】							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
(1) 交番・駐在所等の地域警察活動、山岳遭難救助活動、雑踏警備・災害警備、機動隊アクアラング部隊等の地域活動に要する経費								
(2) 県警察における災害対策、初動態勢の確立等の対策を推進していく上で必要な経費								
2 主な事業内容								
○ 山岳遭難救助訓練部外講師謝金等								
○ 地域活動用資機材整備、アクアラング用ボンベ点検料等								
○ 警察職員安否確認・非常招集システム運用委託								
○ 大山遭難防止協会補助金								
【補助金の概要】								
補助金名		補助対象事業・補助対象経費			実施主体		金額	
大山遭難防止協会補助金		大山における遭難防止活動、遭難救助活動その他必要な事業			大山遭難防止協会		1,280	
3 その他（改善点等）								
(1) 交番・駐在所、自動車警ら隊等で構成する地域警察部門では、各種警察事象に的確に対応するため講習会や訓練を実施し、県民に対する治安サービスの確保に努めている。								
(2) 訪日外国人に対し、外国語翻訳機能が付加された端末の活用や、パトカーの車体に「POLICE」と順次表記する等対応の円滑化に努めている。								
(3) 大規模災害等での全国警察一丸となった警察活動を強力に推進するため、災害警備実動訓練を実施している。								

令和7年度一般会計当初予算説明資料

9 款 警察費

2 項 警察活動費

3 目 交通指導取締費

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
通信指令・総合 指揮システム 運 営 費	141,824	235,581	△93,757	11,223			130,601	
トータルコスト	240,412千円（前年度 366,259千円）【正職員：12.5人】							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 110番通報に対応する通信指令業務のスピード化のため整備した通信指令システム及び大規模災害・重大突発事案の発生時等に対策拠点となる総合指揮室において迅速な情報収集と的確な対応を図るため整備した総合指揮システムの運営に要する経費、並びに無線機及び分散局の運用に関する経費 2 主な事業内容 通信指令・総合指揮システムの管理運営に要する経費 ○ 通信指令・総合指揮システムのリース料 ○ システム用住宅地図・道路地図等データ使用料 ○ デジタル無線機用分散局と警察署間の回線料 ○ 高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）データ端末回線料 3 その他（改善点等） (1) 110番通報による事件・事故等の届け出時、現場への早期臨場と初動警察活動、情報の集約・確認及び緊急配備を行うためには、事案内容を警察署等へ迅速かつ的確に指示する必要がある、よりの確な指示をするため、通信指令システムの高度化を図っている。 (2) 専用端末、カーロケーション端末を整備し、警察官、パトカーの位置情報と現場で撮影された映像を組織的に共有し、的確な初動警察活動に努めている。								

令和7年度一般会計当初予算説明資料

9 款 警察費
2 項 警察活動費
3 目 交通指導取締費

会計課（内線：8502）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通安全施設整備費（信号機等整備事業）	1,610,398	債務負担行為 180,388	債務負担行為 △180,388	206,215	<143,500> 198,000		1,206,183	県費負担 1,349,683
トータルコスト	1,736,590 千円（前年度 1,585,425 千円）【正職員：16 人】							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

- 交通の安全確保及び円滑化のため、交通管制、信号機、道路標識及び道路標示等交通安全施設の整備並びに既設施設の維持管理を行う。
- 安心・安全な交通環境を確保するため、信号制御機の更新を行う。
※ 平準化のため、年間72基以上の更新を目標とする。
- 信号灯器のLED化改修を進める。
※ 信号灯器の白熱電球が製造終了予定のため、令和12年度末までに信号灯器のLED化率を100パーセントにすることを目標とする。

2 主な事業内容

区分	主な内容	事業費
工事費	交通管制・信号機 信号制御機 75基更新 信号機 4 基新設 信号灯器のLED化 892灯更新	808,087
	道路標識	172,030
	道路標示	246,632
調査費・事務費	リース料・消耗品費等	4,790
システムリース料	交通管制システム	35,956
維持保守費	電気代、回線料、保守委託、修繕料	342,903

【信号機新設箇所】

区分	設置箇所	路線名	信号機種別
通学路安全対策	倉吉市国府	県道倉吉東伯線	押ボタン式
交通事故防止対策	倉吉市山根	県道倉吉青谷線	半感应式
交通事故防止対策	米子市両三柳 (ローソン米子自衛隊通店先)	県道両三柳中央線	プログラム多段式
交通事故防止対策	米子市両三柳 (両三柳団地入口南先)	県道両三柳中央線	プログラム多段式

3 その他（改善点等）

- 安全で円滑な交通環境の整備を柱として、県民の意見要望を検討しながら道路構造や交通実態の変化等の交通環境に応じた見直しを推進している。
- 令和7年度の信号機の新設については、通学路安全対策として1基、道路の供用開始や拡幅による交通量の変化に伴う交通事故防止対策として3基を整備する。
- 国土交通省の電線共同溝工事が完了したため、無電柱化のエリアとなっている安長交差点における信号機の配線地中化を実施する。

（注）起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の< >書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

9 款 警察費
2 項 警察活動費
4 目 装備費

会計課（内線：8502）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
装 備 費	（債務負担行為） 12,678		（債務負担行為） 12,678				（債務負担行為） 12,678	
	379,110	321,930	57,180	57,785			321,325	
トータルコスト	475,331 千円（前年度 407,223 千円）【正職員：12.2 人】							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

- (1) 警察車両・船舶の整備用消耗品、燃料及び警察用車両、活動用資機材の購入に必要な経費
- (2) 警察用ヘリコプターの点検に伴う整備委託に要する経費、警備用消耗品、燃料及び運用に必要な整備品の購入に必要な経費
- (3) 緊急事態発生時に現場等の状況をヘリコプターに装備したカメラで撮影し、映像配信するヘリコプターテレビシステムの維持に要する経費

2 主な事業内容

- (1) 警察車両等維持管理に要する経費 151,532 千円
 - 警察車両整備
 - 警察車両に係る燃料、修繕料、消耗品等
- (2) 警察航空機（ヘリコプター）の運用に要する経費 216,451 千円
 - 航空機に係る点検整備
 - 航空機整備に必要となる資機材の整備
 - 航空機に係る燃料、修繕料、整備用消耗品等
- (3) ヘリコプターテレビシステムの運用に要する経費 11,127 千円
 - 機上設備の保守委託料
 - 地上設備の保守委託料
- (4) 債務負担行為の設定
 業務名：ヘリコプターテレビシステム地上設備保守委託
 期 間：令和8年度から令和12年度まで
 （契約期間：令和7年11月から令和12年10月）
 限度額：12,678 千円

3 その他（改善点等）

- (1) ヘリコプターテレビシステムは平成25年度に機上設備、平成27年度に地上設備を整備しており、事件・事故・災害等発生時には現場の状況をヘリコプターに搭載した同カメラで撮影し、警察本部等へ映像送信し、現場状況の把握及び的確な指揮命令を行っている。同システムを継続して整備することで引き続き迅速的確な警察活動を行う。
- (2) ヘリコプター12月点検等整備委託で、令和7年度は平成25年度にヘリコプターに搭載したエアーマップシステム（ヘリコプター用GPS地図情報システム）の整備更新を行う。
- (3) ヘリコプターに搭載しているレスキューホイス装置について、航空法に基づき6月毎にリース会社から機器を借用し、自隊で点検を実施していたが、同社が令和7年度から業務の見直しにより機器のリースを取りやめるため、警察の機動力保持のために、同機器を県警で整備する。

令和7年度一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（警察本部）

（単位:千円）

款 項 目		9款 警察費	1項 警察管理費	1目 公 安 委員会費	2目 警察本部費	3目 警察施設費	4目 運転免許費	5目 恩給及び退職 年金費
節 別		予算額						
1	報 酬	223,587	223,321	6,336	216,985			
2	給 料	6,038,313	6,038,313		6,038,313			
3	職 員 手 当 等	5,323,224	5,323,224		5,323,224			
	時 間 外 勤 務 手 当	1,264,322	1,264,322		1,264,322			
	特 殊 勤 務 手 当	87,687	87,687		87,687			
	退 職 手 当	510,774	510,774		510,774			
	そ の 他 の 手 当	3,229,720	3,229,720		3,229,720			
	児 童 手 当	230,721	230,721		230,721			
4	共 済 費	2,136,663	2,136,663		2,136,663			
	職 員 に 係 る も の	2,105,171	2,105,171		2,105,171			
	賃 金 に 係 る も の	31,492	31,492		31,492			
5	災 害 補 償 費	9,426	9,426		9,426			
6	恩 給 及 び 退 職 年 金	6,032	6,032					6,032
7	報 償 費	50,316	37,622	187	37,435			
8	旅 費	93,755	50,715	806	49,865		44	
	費 用 弁 償	7,372	7,321	572	6,749			
	普 通 旅 費	82,129	42,657	167	42,446		44	
	特 別 旅 費	4,254	737	67	670			
9	交 際 費	350	350	50	300			
10	需 用 費	770,042	395,718	8,329	276,790	29,151	81,448	
	食 糧 費	16,869	400		400			
	そ の 他 の 需 用 費	753,173	395,318	8,329	276,390	29,151	81,448	
11	役 務 費	325,080	74,523	803	66,085	4,851	2,784	
12	委 託 料	926,056	504,444	94,306	133,782	252,362	23,994	
13	使用料及び賃借料	750,867	389,764	17,606	252,488	67,912	51,758	
14	工 事 請 負 費	1,903,180	676,431			676,431		
15	原 材 料 費							
16	公 有 財 産 購 入 費	121	121			121		
17	備 品 購 入 費	97,523	54,868	400	5,198		49,270	
18	負担金、補助及び交付金	55,480	50,367	126	30,725	1,194	18,322	
19	扶 助 費							
20	貸 付 金							
21	補償、補填及び賠償金	44	44		44			
22	償還金、利子及び割引料	15						
23	投 資 及 び 出 資 金							
24	積 立 金							
25	寄 付 金							
26	公 課 費	9,903	9,903	46	9,345		512	
27	繰 出 金							
	予 備 費							
	計	18,719,977	15,981,849	128,995	14,586,668	1,032,022	228,132	6,032
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	397,329	8,622		8,622			
	起 債	232,000	34,000			34,000		
	そ の 他	737,009	701,025	121,903	266,695	88,695	223,732	
	一 般 財 源	17,353,639	15,238,202	7,092	14,311,351	909,327	4,400	6,032

令和7年度一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（警察本部）

（単位:千円）

款 項 目 節 別		2項 警察活動費	1目 一般警察 活動費	2目 刑事警察費	3目 交通指導 取締費	4目 装備費
1	報酬	266	266			
2	給料					
3	職員手当等					
	時間外勤務手当					
	特殊勤務手当					
	退職手当					
	その他の手当					
	児童手当					
4	共済費					
	職員に係るもの					
	賃金に係るもの					
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	報償費	12,694	568	10,589	1,537	
8	旅費	43,040	21,231	17,125	4,684	
	費用弁償	51	38		13	
	普通旅費	39,472	20,904	14,589	3,979	
	特別旅費	3,517	289	2,536	692	
9	交際費					
10	需用費	374,324	23,515	60,686	126,293	163,830
	食糧費	16,469	16,454	15		
	その他の需用費	357,855	7,061	60,671	126,293	163,830
11	役務費	250,557	60,782	62,484	126,679	612
12	委託料	421,612	9,235	45,481	181,196	185,700
13	使用料及び賃借料	361,103	2,316	181,850	176,937	
14	工事請負費	1,226,749			1,226,749	
15	原材料費					
16	公有財産購入費					
17	備品購入費	42,655	653	10,484	2,550	28,968
18	負担金、補助及び交付金	5,113	301	1,042	3,770	
19	扶助費					
20	貸付金					
21	補償、補填及び賠償金					
22	償還金、利子及び割引料	15			15	
23	投資及び出資金					
24	積立金					
25	寄付金					
26	公課費					
27	繰出金					
	予備費					
	計	2,738,128	118,867	389,741	1,850,410	379,110
財源内訳	国庫支出金	388,707	39,079	60,709	231,134	57,785
	起債	198,000			198,000	
	その他	35,984	23,000		12,984	
	一般財源	2,115,437	56,788	329,032	1,408,292	321,325

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
9 款 警察費		
1 項 警察管理費		
1 目 公安委員会費		
報 酬	公安委員	3人
負担金、補助 及び交付金	・ 警備業共同検定実施負担金	126
2 目 警察本部費		
報 酬	警察署協議会委員 会計年度任用職員 特別職非常勤職員	74人 91人 11人
給 料	警察官	1,231人
	定数外警察官	16人
	一般職員	220人
	定数外一般職員	1人
負担金、補助 及び交付金	・ 警察共済組合事務費負担金 ・ 鳥取県自動車整備振興会負担金 ・ （一財）鳥取県交通安全協会負担金 ・ 安全運転運行管理者協議会負担金 ・ 境港市同報無線利用者協議会負担金 ・ O S S 推進協議会負担金 ・ 鳥取県産業看護協会会費	12 82 311 444 11 29,862 3
3 目 警察施設費		
負担金、補助 及び交付金	・ 交番等施設管理負担金 ・ 営繕積算システム負担金 ・ 鳥取県運転免許センター温泉水負担金	1,162 17 15
4 目 運転免許費		
負担金、補助 及び交付金	・ 警察共通基盤システムにおける運転者管理システム利用料	18,322
2 項 警察活動費		
1 目 一般警察活動費		
報 酬	留置施設視察委員	4人
負担金、補助 及び交付金	・ 部外競技会参加負担金	184
	・ 自治大学校研修負担金	117
2 目 刑事警察費		
負担金、補助 及び交付金	・ （公社）鳥取県防犯連合会補助金	829
	・ 学会負担金	213
3 目 交通指導取締費		
負担金、補助 及び交付金	・ （一財）鳥取県交通安全協会補助金	2,100
	・ 自動車安全運転センター補助金	360
	・ 大山遭難防止協会補助金	1,280
	・ 部外競技会参加負担金	30
償還金、利子 及び割引料	・ 放置違反金還付金	15

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の
見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

当初

款	項	事業名	全 体 計 画						前前年度 末までの 支出額	前年度末 までの支 出(見込) 額	当該年度 支出予定 額	当該年度 末までの 支出予定 額	翌年度以 降支出予 定額	継続費の 総額に対 する進捗 率
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳									
					特 定 財 源			一般財源						
					国庫支出金	地 方 債	そ の 他							
9 警察費	1 警察管理費	警察財産管理費		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	
			6	182,013				182,013		182,013		182,013	40.2	
			7	271,026				271,026			271,026	271,026	59.8	
			計	453,039				453,039		182,013	271,026	453,039	100.0	
			7	140,922				140,922			140,922	140,922	70.0	
			8	60,396				60,396				60,396	30.0	
			計	201,318				201,318			140,922	140,922	60,396	100.0

**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

当該年度提出に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考
			期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
令和7年度 安全運転講習費	会計課	千円 726		千円	令和8年度	726	千円	千円	千円	千円	運転適性検査器 賃貸及び保守
令和7年度 警察情報システム運営費	会計課	985			令和8年度から 令和9年度まで	985				985	情報管理職員育成、VMWareソフトウェアライセンス 保守
令和7年度 警察財産管理費	会計課	158			令和8年度	158				158	鳥取、倉吉、米子 警察署の自家用 電気工作物保安 管理業務委託 (追加)
令和7年度 運転免許・認知症等運転者 対策費	会計課	17,605			令和8年度から 令和12年度まで	17,605			17,605		運転免許証作成 装置保守業務委託、運転免許両 面コピーシステム 賃貸及び保守、マイナンバー 一体化対応機器 賃貸及び保守
令和7年度 捜査活動運営費	会計課	622,349			令和8年度から 令和14年度まで	622,349				622,349	初動捜査支援シ ステム賃貸借、組 織犯罪情報管理 システム賃貸借
令和7年度 装備費	会計課	12,678			令和8年度から 令和12年度まで	12,678				12,678	ヘリコプター地上 設備保守委託

**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

過年度議決済に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
平成19年度 警察官待機宿舍賃借料	会計課	388,800	平成20年度から 令和6年度まで	330,480	令和7年度から 令和9年度まで	58,320			15,552	42,768	
平成20年度 警察官待機宿舍賃借料	会計課	194,400	平成21年度から 令和6年度まで	155,520	令和7年度から 令和10年度まで	38,880			10,800	28,080	
平成21年度 警察官待機宿舍賃借料	会計課	194,400	平成22年度から 令和6年度まで	145,800	令和7年度から 令和11年度まで	48,600			13,500	35,100	
平成22年度 警察官待機宿舍賃借料	会計課	137,520	平成23年度から 令和6年度まで	96,264	令和7年度から 令和12年度まで	41,256			14,490	26,766	
平成28年度 警察官待機宿舍賃借料	会計課	110,880	平成29年度から 令和6年度まで	44,352	令和7年度から 令和18年度まで	66,528			23,844	42,684	
令和元年度 模擬運転装置（二輪用） 賃借料	会計課	17,394	令和2年度から 令和6年度まで	13,378	令和7年度から 令和8年度まで	4,014			4,014		
令和元年度 X線マイクロアナライザ賃 借料	会計課	49,337	令和2年度から 令和6年度まで	25,688	令和7年度から 令和9年度まで	13,545				13,545	
令和元年度 フラグメントアナライザ賃 借料	会計課	42,875	令和2年度から 令和6年度まで	29,984	令和7年度から 令和8年度まで	12,197				12,197	
令和元年度 通信指令・総合指揮ス テム賃借料	会計課	738,780	令和2年度から 令和6年度まで	426,096	令和7年度から 令和9年度まで	304,354				304,354	
令和2年度 警察情報システム運営費	会計課	52,453	令和3年度から 令和6年度まで	32,866	令和7年度から 令和9年度まで	14,392				14,392	
令和2年度 通信指令・総合指揮ス テム運営費	会計課	69,161	令和3年度から 令和6年度まで	37,382	令和7年度から 令和9年度まで	27,259				27,259	
令和3年度 警察情報システム運営費	会計課	38,491	令和4年度から 令和6年度まで	8,806	令和7年度から 令和9年度まで	8,302				8,302	
令和3年度 鑑識活動運営費	会計課	49,938	令和4年度から 令和6年度まで	22,498	令和7年度から 令和10年度まで	27,340				27,340	
令和3年度 交通指導取締費	会計課	168,022	令和4年度から 令和6年度まで	58,077	令和7年度から 令和9年度まで	41,912				41,912	
令和3年度 交通安全施設設備費（信 号機等整備事業）	会計課	63,679	令和4年度から 令和6年度まで	57,309	令和7年度から 令和9年度まで	3,508				3,508	
令和4年度 安全運転講習費	会計課	223,184	令和5年度から 令和6年度まで	149,506	令和7年度から 令和12年度まで	70,644			70,644		
令和4年度 警察情報システム運営費	会計課	1,023,546	令和5年度から 令和6年度まで	388,752	令和7年度から 令和11年度まで	555,782				555,782	
令和4年度 運転免許・認知症等運転 者対策費	会計課	234,903	令和5年度から 令和6年度まで	72,439	令和7年度から 令和9年度まで	42,111			42,111		
令和4年度 サイバー犯罪対策費	会計課	19,221	令和5年度から 令和6年度まで	6,376	令和7年度から 令和10年度まで	11,795				11,795	
令和5年度 警察職員費	会計課	35,560	令和6年度	2,575	令和7年度から 令和12年度まで	12,509				12,509	
令和5年度 警察情報システム運営費	会計課	38,193	令和6年度	8,195	令和7年度から 令和10年度まで	25,841				25,841	
令和5年度 警察財産管理費	会計課	257,780	令和6年度	87,512	令和7年度から 令和9年度まで	152,185				152,185	
令和5年度 運転免許・認知症等運転 者対策費	会計課	240,526	令和6年度	43,755	令和7年度から 令和11年度まで	140,711			140,711		

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
令和5年度 捜査活動運営費	会計課	千円 10,233	令和6年度	千円 2, 218	令和7年度から 令和10年度まで	千円 7,762	千円	千円	千円	千円 7,762	
令和5年度 鑑識活動運営費	会計課	2,601	令和6年度	867	令和7年度から 令和8年度まで	1,734				1,734	
令和5年度 地域警察運営費	会計課	4,577	令和6年度	655	令和7年度から 令和10年度まで	2,292				2,292	
令和6年度 安全運転講習費	会計課	139,236			令和7年度から 令和8年度まで	139,069			139,069		
令和6年度 警察職員費	会計課	148,249			令和7年度から 令和12年度まで	148,249				148,249	
令和6年度 警察情報システム運営費	会計課	134,151			令和7年度から 令和11年度まで	89,506				89,506	
令和6年度 財産管理費	会計課	143,418			令和7年度から 令和9年度まで	143,418				143,418	
令和6年度 運転免許・認知症等運転 者対策費	会計課	16,289			令和7年度から 令和12年度まで	16,289			16,289		
令和6年度 鑑識活動運営費	会計課	428,460			令和7年度から 令和12年度まで	422,850				422,850	
令和6年度 交通安全施設整備費(信 号機等整備事業)	会計課	237,287			令和7年度から 令和11年度まで	233,681	76,059			157,622	

条例名等	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 （公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正）
提出理由及び概要	1 提出理由 刑法の一部が改正され、懲役刑及び禁錮刑が廃止されるとともに、拘禁刑が創設されること等に伴い、所要の改正を行う。 2 概要 （1） 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改める。 （2） 施行期日は、令和 7 年 6 月 1 日とする。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正)

第7条 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年鳥取県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(罰則) 第10条 第3条第1項の規定に違反して同項第2号、第3号若しくは第4号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 3 第3条第1項の規定に違反して同項第1号若しくは第5号に掲げる行為をした者又は第4条の規定に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 4 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 5 <u>第2条、第5条から第7条まで又は前条の規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</u> 6 <u>第8条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</u> 7 常習として前2項の違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (両罰規定) 第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、<u>前条第6項</u>の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。	(罰則) 第10条 第3条第1項の規定に違反して同項第2号、第3号若しくは第4号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 3 第3条第1項の規定に違反して同項第1号若しくは第5号に掲げる行為をした者又は第4条の規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 4 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 5 第2条<u>又は第5条から前条までの規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</u> 6 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (両罰規定) 第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、<u>前条第5項（第8条に係る部分に限る。）</u>の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第22条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 施行日以後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲

役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第23条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

条例名等	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 （拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正）
提出理由及び概要	1 提出理由 刑法の一部が改正され、懲役刑及び禁錮刑が廃止されるとともに、拘禁刑が創設されること等に伴い、所要の改正を行う。 2 概要 （1） 拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改める。 （2） 施行期日は、令和 7 年 6 月 1 日とする。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第14条 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(罰則) 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は20万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 2 略	(罰則) 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は20万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 2 略

(罰則の適用等に関する経過措置)

第22条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 施行日以後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第23条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

条例名等	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 （鳥取県暴力団排除条例の一部改正）
提出理由及び概要	1 提出理由 刑法の一部が改正され、懲役刑及び禁錮刑が廃止されるとともに、拘禁刑が創設されること等に伴い、所要の改正を行う。 2 概要 (1) 鳥取県暴力団排除条例の一部を改める。 (2) 施行期日は、令和 7 年 6 月 1 日とする。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(鳥取県暴力団排除条例の一部改正)

第18条 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第27条 次の各号のいずれかに該当する<u>場合には、当該違反行為をした者は、</u>1年以下の<u>拘禁刑又は</u>50万円以下の罰金に処する。 (1) 第13条第1項の規定に違反して、暴力団事務所の開設をし、又は運営をした<u>とき。</u> (2) 第14条の2の規定による命令に違反して、暴力団事務所の開設をし、又は運営をした<u>とき。</u> (3) 相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者であることの情を知って、第21条の3の規定に違反した<u>とき。</u> (4) 第21条の4の規定に違反した<u>とき。</u> 2 第23条第2項の規定による説明若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した<u>ときは、当該違反行為をした者は、</u>20万円以下の罰金に処する。 3 略	第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役又は</u>50万円以下の罰金に処する。 (1) 第13条第1項の規定に違反して、暴力団事務所の開設をし、又は運営をした<u>者</u> (2) 第14条の2の規定による命令に違反して、暴力団事務所の開設をし、又は運営をした<u>者</u> (3) 相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者であることの情を知って、第21条の3の規定に違反した<u>者</u> (4) 第21条の4の規定に違反した<u>者</u> 2 第23条第2項の規定による説明若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。 3 略

(罰則の適用等に関する経過措置)

第22条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 施行日以後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第23条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部が改正され、自動車の保管場所標章が廃止されることに伴い、所要の改正を行う。 2 概要 (1) 次に掲げる手数料を廃止する。 ア 自動車の保管場所標章の交付 1 件につき550円 イ 自動車の保管場所標章の再交付 1 件につき550円 (2) 施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(47) 略 <u>(48)及び(49) 削除</u> (50)～(68) 略 2 略	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(47) 略 <u>(48) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項(同法第7条第2項(同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定に基づく保管場所標章の交付 1件につき550円</u> <u>(49) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項(同法第7条第2項(同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定に基づく保管場所標章の再交付 1件につき550円</u> (50)～(68) 略 2 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和7年1月27日専決)
提出理由及び概要	1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年1月27日専決処分したので、本議会に報告するものである。 2 概要 (1) 和解の相手方 境港市中野町5311番地 株式会社シニアリビング・スタイル シニアステージ中野町別館 ホーム長 加藤 昭 文 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金99,000円を支払うものとする。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和6年3月10日 午後2時2分頃 イ 事故発生場所 境港市中野町地内 ウ 事故の状況 鳥取県境港警察署所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場に進入しようとした際、左側の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が設置する塀に接触し、同塀を破損させたものである。 <参考> ・ 損害賠償額 99,000円 うち、保険支払額69,000円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円） ・ 県側車両損害額 257,125円

件名	議会の委任による専決処分の報告について (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和7年1月27日専決)
提出理由及び概要	1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年1月27日専決処分したので、本議会に報告するものである。 2 概要 (1) 和解の相手方 鳥取市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金60,456円を支払うものとする。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和6年10月3日 午後1時48分頃 イ 事故発生場所 鳥取市東町一丁目地内 ウ 事故の状況 鳥取県警察本部刑事部捜査第二課所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内で駐車枠に駐車しようとして後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。 <参考> ・ 損害賠償額 60,456円 うち、保険支払額30,456円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円）